

令和7年度 春日井工科高校 身だしなみ基準

本校の身だしなみの基準は、「いつでも就職試験を受けられる状況」を前提にしています。

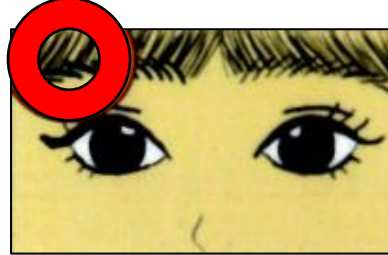
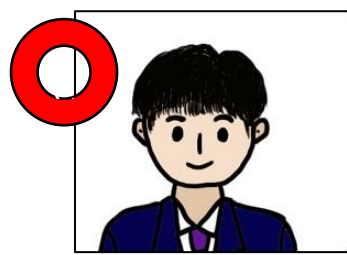
その場しのぎではなく、「しっかりと身に付けること」が大切です。

○長さの基準

男子：髪を下した状態で、目、耳、襟に髪がかからない長さ。

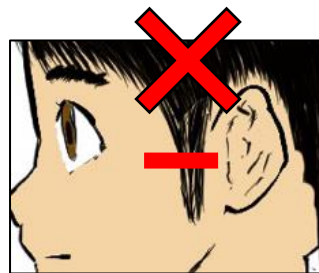
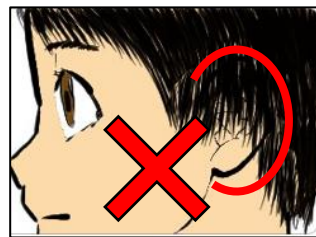
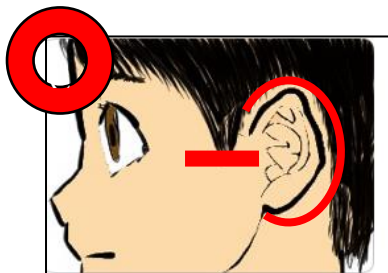
女子：目に髪がかからない。横髪は実習帽の中に収まる髪型。後髪が長い場合は華美でないゴムでまとめる。

<前髪> フロント部分の髪が目にかからない長さにする。眉毛が完全に隠れないことが望ましい。



フロント部分の髪が目にかかっていたら**不合格** フロント部分の髪を分けて目をみえるようにしても**不合格**

<横髪> サイドは、耳にかからないように整髪する。もみあげは、耳の穴よりも下に伸ばさない。

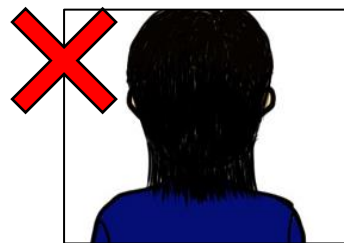
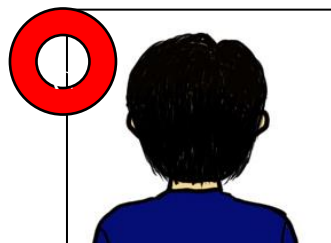


合格

耳にかかっているから**不合格**

もみあげが長いので**不合格**

<襟> ワイシャツの襟にかからない長さとし、サイドとバックで段差がないように整髪する。



合格

襟足がワイシャツの襟にかかっているため**不合格**

○頭髪の基準

脱色・染色・パーマなどの加工をすることを禁止とする。

ラインを入れる、極端な段カットなどの髪型を禁止とする。

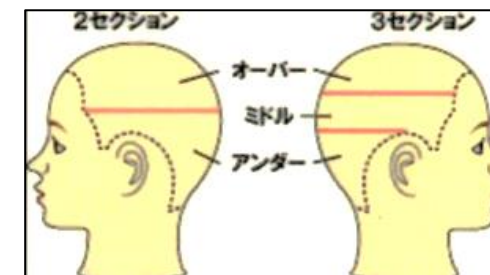
「極端な段カット」とは、モヒカンやウルフカットなどである。

「ツーブロック」については、2つのブロックの段差が極端にならないようにする。

具体的には、①サイドやバックを刈り上げる場合は、長さを6mm以上とする。

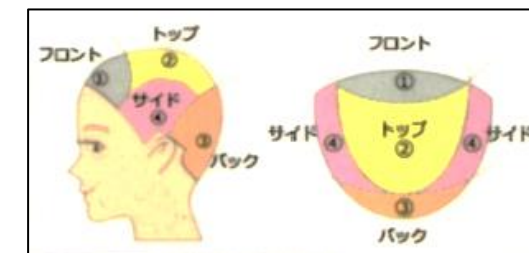
②刈り上げる位置を、2セクションに分けた場合のアンダー部分とする。

※3セクションに分ける場合は、アンダー、ミドル、オーバーにかけてグラデーションを付ける。



☆違反した場合の対応：段差をなくなるようにグラデーションを作る

<部位の名称>



○その他の基準

髭は剃るが、眉毛は極端に剃らない。

整髪料、香水、化粧をしない。

ピアス、指輪、ネックレス等の装飾具を着用しない。ピアスの穴を空けない。

靴下は、華美な色や柄のものを着用しない。

カッターシャツの下にカラーシャツや柄のあるシャツを着用しない。

(所有確認のため、身だしなみ点検日には、カッターシャツの下のシャツは白・ベージュ・グレー・紺とする。)

(Ⅰ型制服) ズボンの裾が著しく破損したズボンは着用しない。ズボンの裾をまくり上げない。

(Ⅰ型制服) ベルトは、黒または茶色とし、2つ穴、白ステッチ等の華美なものは使用しない。

(Ⅱ型制服) スカートは折り曲げず、長さは膝にかかる長さとする。

必ず点検日に合格できるように、スケジュール管理をする。